

「都市・農村住民の最低生活保障標準を上げる ことに関する大連市人民政府の通知」

2007年12月19日 公布

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

都市・農村住民の最低生活保障標準を引き上げることに係る

大連市人民政府の通知

大政発[2007]113号

各区、市、県の人民政府、市政府の各委員会・弁公室・局、各直属機構、各関係単位に通知する。

党の第17回大会の「都市・農村住民の最低生活保障制度を完全化し、保障水準を徐々に引き上げる」という要求を深く貫徹し、当市の都市・農村住民の最低生活保障標準と経済社会の改革発展及び人民大衆の全体の生活水準を同時に引き上げることを確保し、都市・農村住民の最低生活保障制度が貧困人口の生活困難を解決する面における積極的な役割を十分に発揮させるため、国務院の「都市住民最低生活保障条例」及び「全国において農村の最低生活保障制度を確立することに関する国務院の通知」（国発[2007]19号）等の関係規定に基づき、市政府は、2008年1月1日から、全市の都市・農村住民の最低生活保障標準を引き上げることを決定した。ここに、関係問題について、次のように通知する。

一、都市住民の最低生活保障標準

1、中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区、旅順口区、金州区及び長海県の差額保障標準を1人あたり毎月280元から320元に引き上げ、1人あたり毎月80元の定額保障標準については不変とする。

2、瓦房店市、普蘭店市及び庄河市の差額保障標準を1人あたり毎月200元から240元に引き上げ、1人あたり毎月70元の定額保障標準については不変とする。

3、大連経済技術開発区の差額保障標準を1人あたり毎月290元から320元に引き上げ、1人あたり毎月80元の定額保障標準については不変とする。

二、農村住民の最低生活保障標準

1、甘井子区、旅順口区、金州区及び長海県の保障標準を1人あたり毎年1800元から2100元に引き上げる。

2、瓦房店市、普蘭店市及び庄河市の保障標準を1人あたり毎月1500元から1800元に引き上げる。

3、大連経済技術開発区の保障標準1人あたり毎年2400元については不変とする。

三、都市・農村の最低生活保障資金財政の分担比率

都市・農村住民の最低生活保障標準を上げた後に、市及び区・市・県の両級による財政の保障資金に対する負担比率は不変とする。